

身体的拘束等の適正化のための指針

株式会社 東京介護サービス

1、身体的拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の意思にかかわらず、その身体的、物理的な自由を奪い、利用者の権力、権利をも奪うことになりかねない行為である。当社では利用者の尊厳と主体性を尊重するために緊急、やむを得ない場合以外の拘束廃止を基本理念とする。

2、身体拘束の原則禁止

当事業所においては、身体拘束及びその他の行動制限は禁止とする。

3、身体拘束とは

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ②転落しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブをぬかないように、又は搔きむしらないように、手指の機能を制限する。ミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)より引用

4、緊急、やむを得ない場合の基準

やむを得ず行う基準について

①切迫性

利用者ご本人又はそれ以外の人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い時

②非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替えする方法がない場合

③一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の3要件を満たし、やむを得ないと思われるものであっても、介護者単独での行動はせず、まず管理者へ報告し、早急に身体拘束適正化委員会(後述)で協議する。

* 又緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務とする

5、身体的拘束がもたらす多くの弊害

【身体的弊害】

- ・本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や、圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害をもたらす

【精神的弊害】

- ・本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか、人間性と尊厳を侵す
- ・また、家族にも大きな精神的苦痛を与える。自らの親や配偶者が拘束されている姿を見た時、混乱し、後悔し、そして罪悪感にさいなまれる家族は多い

【社会的弊害】

- ・身体的拘束は、看護・介護スタッフの士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を起こすおそれがある
- ・また、身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人の QOL を低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも少なからぬ影響をもたらす
(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」”身体拘束ゼロへの手引き”6 ページより引用・抜粋)

6、日常ケアにおける留意事項

- ・身体拘束を行う必要を生じさせないため、日常的に以下のことに取り組む
 - ①利用者主体の行動。尊厳ある生活の保持に努める
 - ②言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める
 - ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする
 - ④利用者の安全を確保する為、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行わない

7、身体拘束等の適正化を図る体制

- ・当社は身体的拘束の適正化委員会を以下開催するものとする
 - ①委員会は毎年 6 月、8 月、12 月、3 月の 4 回虐待防止委員会と同時に開催する
その結果について介護職員その他従事者に周知徹底を図ることとする
 - ②委員会は虐待防止委員会と一体的に設置、運営するものとする
 - ③委員会の構成員は 3 名とし、委員長は管理者とし副委員長は管理者が指名する
但し、事例が発生、又はその疑いが発生した場合は、都度早急に開催するものとする

8、身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・身体拘束適正化のため、定期的な研修(年 1 回以上)を実施する
又、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。尚この研修は虐待防止研修と一体化して行う

附則

この指針は令和 6 年 4 月 1 日より実施する。